

規制シート(様式)

190195901360001

平成29年2月20日

規制の名称	自動車ターミナル法	所管府省	国土交通省
根拠法令等	自動車ターミナル法(昭和34年法律第136号)、自動車ターミナルの位置、構造及び設備の基準を定める政令(昭和34年政令第320号)、自動車ターミナル法施行規則(昭和34年運輸省令第47号)等	担当局課等及び作成責任者の役職・氏名	自動車局総務課企画室 室長 谷口礼史 大臣官房参事官(物流産業) 川上泰司
規制目的	自動車ターミナル事業の適正な運営を確保すること等により、自動車運送事業者及び自動車ターミナルを利用する公衆の利便の増進を図り、もつて自動車運送の健全な発達に寄与すること		
規制内容の概要	<ul style="list-style-type: none"> ○ 自動車ターミナル事業を経営しようとする者は、国土交通大臣の許可を受けなければならない。 ○ 自動車ターミナルの位置、規模、構造又は設備を変更しようとする場合には、一部を除き、国土交通大臣の許可を受けなければならない。 ○ 専用バスターミナルを設置した一般乗合旅客自動車運送事業者は、国土交通大臣の行う確認を受けなければならない。 ○ 国土交通大臣は、必要な限度において、自動車ターミナル又は自動車ターミナル事業者の事務所に立ち入り、自動車ターミナルの構造若しくは設備の状況又は帳簿書類その他の物件を検査することができる。 	関連する予算	—
規制の最近の改廃経緯	—	関連する政策評価結果	—
規制を維持、改革又は新設する理由	平成8年に法律改正を行い、自動車ターミナル事業への参入を免許制から許可制に移行する等、大幅な規制緩和を実施したが、交通、物流拠点として自動車ターミナルの機能や安全性を確保するためには、引き続き適切な事業運営等が可能な者によることが必要であるため。	規制の維持、改革又は新設の別	維持
(規制を改革する場合の改革の方向性)	—		
見直し条項	—		
次の見直し時期	平成33年度		